統計法の改正

2009年3月14日

東京大学大学院総合文化研究科　　廣松　毅

旧統計法規(統計法と統計報告調整法)

日本の統計関連法としては，これまでは統計法及び統計報告調整法の二つがあった。

○　統計法

- 旧統計法は，我が国の統計に関する基本法として，1947年5月から施行。
- この法律は，積極的に統計体系の整備を図るため，①各種統計調査に共通することを規定，②指定統計調査及び届出統計調査に関する事項を規定している。

○　統計報告調整法

- 統計報告調整法は，①国民の統計報告負担を軽減し，②行政事務の能率化を目的として，統計法を補完するものとして、1952年８月から施行されている。
- この法律では，総務大臣が，国の行政機関が行う「統計報告の徴集」について必要な調整を行うことを定めている。

○（注）現行の統計法は2007年に全部改正され、統計報告調整法は廃止されたが、新統計法（2007年法律第５３号）は２年以内に施行されることとなっている(2009年4月の予定）。

旧統計法(Statistics Act)の骨子

昭和22（1947）年3月26日公布
同　　5月　1日施行

- ２３条+附則
- 朕は、帝国議会の協賛を経た統計法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。
- (法の目的)

  第１条：この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

旧統計法(Statistics Act)の骨子（つづき）

- ①統計調査の目的の明確化(第7条)
- ②結果の公表(第16条)
- ③目的外使用の禁止(第15条)
- ④秘密の保護(第14条)
- ⑤申告義務(第5条)
- ⑥罰則規定(第19条)
- その他「指定統計」「指定統計調査」(第２、３条)「国勢調査」(第４条) 「届出統計」(第８条)を規定。
- 「統計報告の徴集＝承認統計」は統計報告調整法(Report Control Act　1952年)において規定されている。

新統計法の構成

平成19（2007）年　5月23日公布
同　10月　1日一部施行
平成21（2009）年　4月　1日全面施行

- 統計法の全部を改正し、統計報告調整法を廃止する。
- 7章62条+附則
- 総則（第1条－第4条）

(法の目的)

第1条：この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関して基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」

新統計法の構成（つづき）

- 第１章　総則（第１条－第４条）
- 第２章　公的統計の作成（第５条－第３１条）
- 第３章　調査票情報等の利用及び提供
  （第３２条－第３８条）
- 第４章　調査票情報等の保護
  （第２９条－第４３条）
- 第５章　統計委員会（第４４条－第５１条）
- 第６章　雑則（第５２条－第５６条）
- 第７章　罰則（第５７条－第６２条）

2　新統計法

2-1　統計改革の背景

- 統計に関する現行の法制度は、1947年施行の統計法及び1952年施行の統計報告調整法と関係の下位法令(政令、省令)によって構成されており、統計に係る政府部内の役割分担が各府省設置法で規定される仕組み。
- 　統計法が制定されて以降60年が経過し、今日までの統計調査環境の変化、情報処理技術やITの飛躍的な進展に伴う統計に対するニーズの高度化･多様化が進展しているにもかかわらず、この間、統計制度に関する抜本的見直しは行われてこなかった。

2　新統計法

2-2　統計改革の経緯(経済社会統計整備推進委員会)

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成2004年6月4日閣議決定）において、既存統計の抜本的見直し等統計制度の充実が定められたが、この基本方針2004を受け、経済社会統計の整備の推進を図るため、2004年11月に内閣府に経済社会統計整備推進委員会が設置された。

- 委員会報告は、2005年6月に「政府統計の構造改革に向けて」として取りまとめられ、統計改革の基本的視点として
  ①　「公共財」としての統計
  ②　加工統計を含む統計体系の整備
  ③　政府部内の「司令塔」機能の強化
  ④　法制度の見直しを含む取組が提言された。
- また、統計整備に関しては、経済センサス（仮称）の早期具体化、GDP関連統計（SNA）の整備、サービス分野の統計の検討、ストック統計の改善等が提言された。

2-2 統計改革(つづき)(統計制度改革検討委員会)

経済社会統計整備推進委員会の後継組織として、2005年9月に内閣府に統計制度改革検討委員会が設置され、2006年6月に委員会報告がまとめられた。

報告書では、基本的視点として「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することが謳われ、改革案の主要ポイントとして次の８点があげられた。

① 公的機関が作成する調査統計・業務統計・加工統計をすべて対象とする法制度を整備。
② 公的統計の基本原則を明確化し、すべての公的統計に通じる規範として確立。
③ 中長期的・全体的視点に立った公的統計の整備に関する基本的な性格を制度化（閣議決定）。
④ 業務統計・加工統計も含めて公的統計の体系の根幹をなす「基幹統計（仮称）」とそれ以外の「一般統計（仮称）」に関する規律を整備。
⑤ 統計作成の正確性、効率性、報告書負担軽減等の観点から、行政記録を活用するための規律を整備
⑥ ビジネスフレーム（事業所・企業に関する共通の母集団情報）の整備
⑦ 統計データの二次的利用の促進、統計調査の民間委託に対応した規律の整備
⑧ 分散型統計機構の弊害を克服しうる「司令塔」の確立。

2-3　新統計法の意義

- 「公的統計」とは：国の行政機関、地方公共団体等の公的な機関が作成する統計
- 公的統計は、国、地方公共団体の政策決定のみならず事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、これらを提供することは公的機関の基本的な行政サービスのひとつ
- 新統計法の目的は、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」
- 「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換することを目指した
- 新統計法は、現行の統計報告調整法を廃止し、統計法の全部改正により、統計の基本法として一本化。

2-4　新統計法の主なポイント

①作成方法にかかわらず、公的統計全体が対象

(現状)統計調査によって作成される統計のみが対象

(今後)加工統計や業務統計を含めた、公的統計全体の体系的整備を推進

②公的統計の整備に関する基本計画を策定

(現状)個々の統計調査についての審査調整による統計の整備

(今後)基本計画(計画期間5年間、閣議決定)に基づく、政府全体としての総合的･計画的な統計整備を推進

③　統計データの利用促進、秘密の保護の徹底

(現状)政府化公表した統計数値(集計表)のみの利用

(今後)委託に応じた集計による統計の提供、匿名データの提供の制度化。学術研究等の新たなニーズに対応。また、利用者の適正管理義務規定も整備

調査票情報等の適正管理義務等を統計調査の受託者にも明示的に適用

④統計委員会の設置

(現状)個別統計調査についての調査審議のみ

(今後)基本計画に基づく調査審議等により、公的統計の総合的･体系的整備を行う

2-4-1　基本計画について

計画において定める事項

① 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

② 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

③ その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

作成プロセス

統計委員会の意見を聴いて総務大臣が案を作成し、閣議において決定

※ 案の作成段階において、国民の意見を反映させるために必要な措置（パブリックコメント）を講じる必要

計画のフォローアップ、見直し

○ 総務大臣が実施状況を取りまとめて、統計委員会に報告

⇒ 統計委員会は関係大臣に対して必要な意見を述べることができる

○ 社会情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね５年ごとに基本計画を変更

2-5　統計委員会の発足

- 新統計法では、統計委員会と基本計画に関する規定は公布から6か月を超えない日から、それ以外の事項は公布から2年を超えない日から施行
- これを受けて、新統計法は2007年10月1日から一部が施行、内閣府に統計委員会が発足
- 統計委員会は学識経験者13人以内の非常勤委員で構成。委員は内閣総理大臣が任命

2-6　新統計法の概要

(1)　目的

- 旧統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）
- 統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編した。

目的（第1条）

　公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2-6　新統計法の概要（つづき）

(2)　公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

① 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を「基幹統計」

② 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）。

③ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保。

④ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図る。報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備。基幹統計調査における適正確実な報告を担保。

⑤ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見。これにより、公的統計全体の体系性を確保。

⑥ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させ、統計調査における被調査者の負担を軽減。

2-6　新統計法の概要（つづき）

(3)統計データの利用促進と秘密の保護

統計データの利用促進と秘密の保護（第32条～第43条）

① 委託に応じた集計による統計の提供及び匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備

学術研究等の需要に対応（提供対価として手数料徴収）

② 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備

これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても適用

2-6　新統計法の概要（つづき）

(4)　罰則等

〇雑則（第52条～第56条）
- 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

〇罰則（第57条～第62条）
- 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。
- 統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化。

〇施行（附則第1条）
- 公布の日から起算して２年以内(2009年4月予定)
- ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、2007年10月1日

2-7　基本計画の概要（答申のポイント）

新統計法第４条に基づく総務大臣からの諮問に対して
平成２０年１２月２２日に答申

「公的統計の整備に関する基本的な計画」
（以下、「基本計画」と略）とは、今後5年間における公的統計の整備に関する基本的な考え方、方向性、必要な措置等を示すものである。以下は代表的な事項をいくつかとりあげたものである。

基本計画の概要（答申の構成）（つづき）

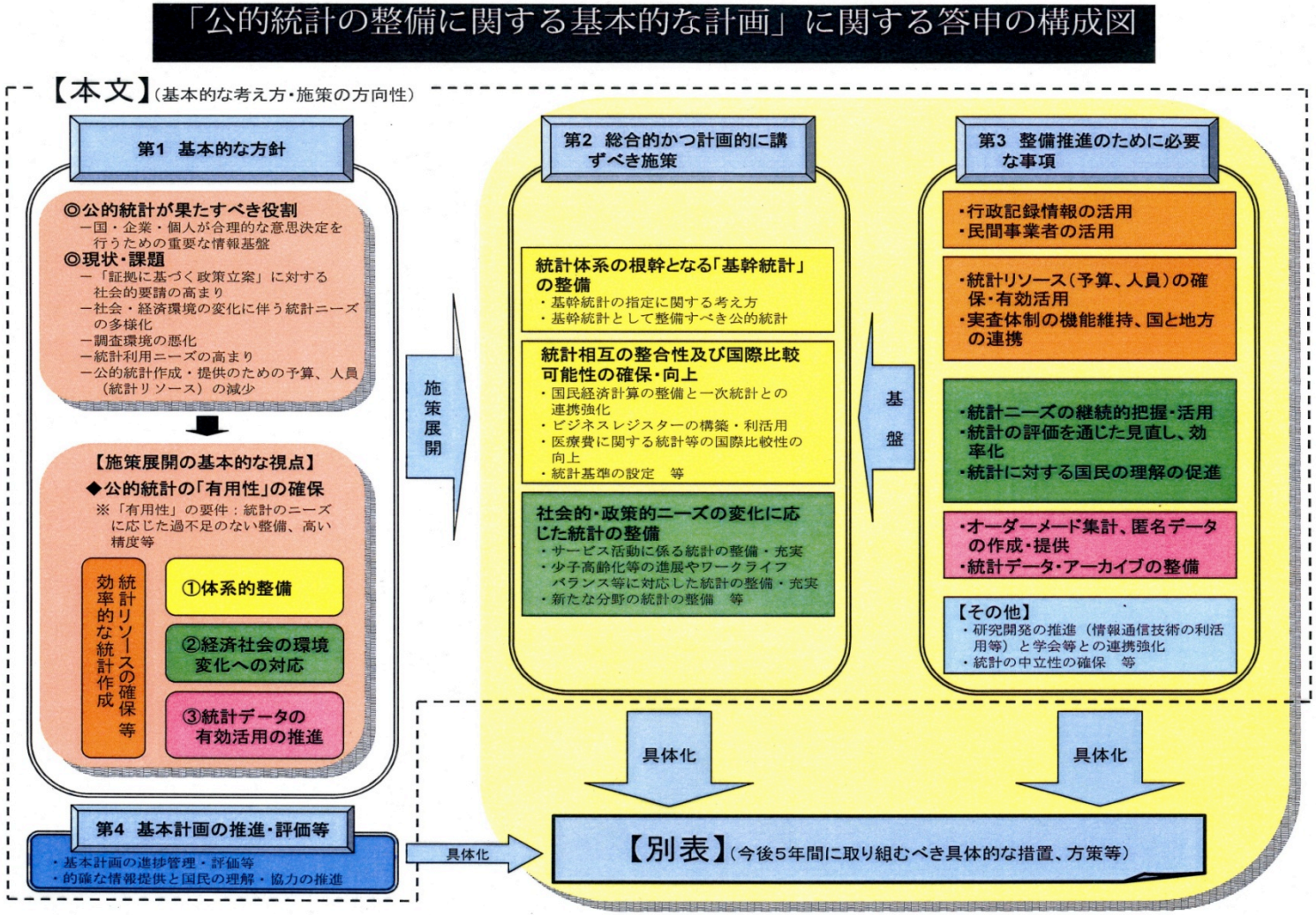

資料6

2-7-1　基本計画の概要（答申のポイント）（つづき）

1.　統計を体系的に整備するために

- 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備
  - 「経済構造統計」(経済センサス)を国勢統計・国民経済計算とともに重要な基幹統計として位置づける。
    (本文のP10、以下同じ)
  - 生産動態に関する製造業分野統計を一本化するとともに、企業活動に係る包括的な統計を構築する。(P10)
- 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上
  - 国民経済計算を整備し、一次統計や産業連関表との連携を強化する。(P12)
  - 事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)を構築し、諸統計の精度向上と新たな統計情報の作成に取り組む。（P13）

2-7-2　基本計画の概要（答申のポイント）（つづき）

2. 経済・社会の変化に対応するために
   - グローバル化、働き方の多様化、少子高齢化、ワークライフバランス等に対応した統計を整備する。(P18、20、21)
   - 統計ニーズ把握のため利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計の整備・改善に反映させる。(P30)

3. 統計利用ニーズの多様化に対応するために
   - 一般からの委託に応じた新たな統計の作成(オーダーメード集計)や、個人が特定されないように調査票の情報を加工したデータ(匿名データ)の作成を段階的に拡大する。(P31)

2-7-3　基本計画の概要（答申のポイント）（つづき）

4. 信頼性の高い統計を効率的に作成するために
   - 行政が保有している情報(行政記録)をできる限り統計作成に活用し、調査される方々の負担を減らす。(P22)
   - 統計作成のために必要な人員と予算の確保、特に国民的関心の高い国民経済計算の作成体制の充実に努める。(P25、26)
5. 基本計画を実効あるものとするために(P36)
   - 「基本計画推進会議」(仮称)を設け、政府一体として推進する。
   - 統計委員会は、基本計画の取組状況を評価し、改善意見を提示する。

上記事項に係る具体的施策については、別表に記載。
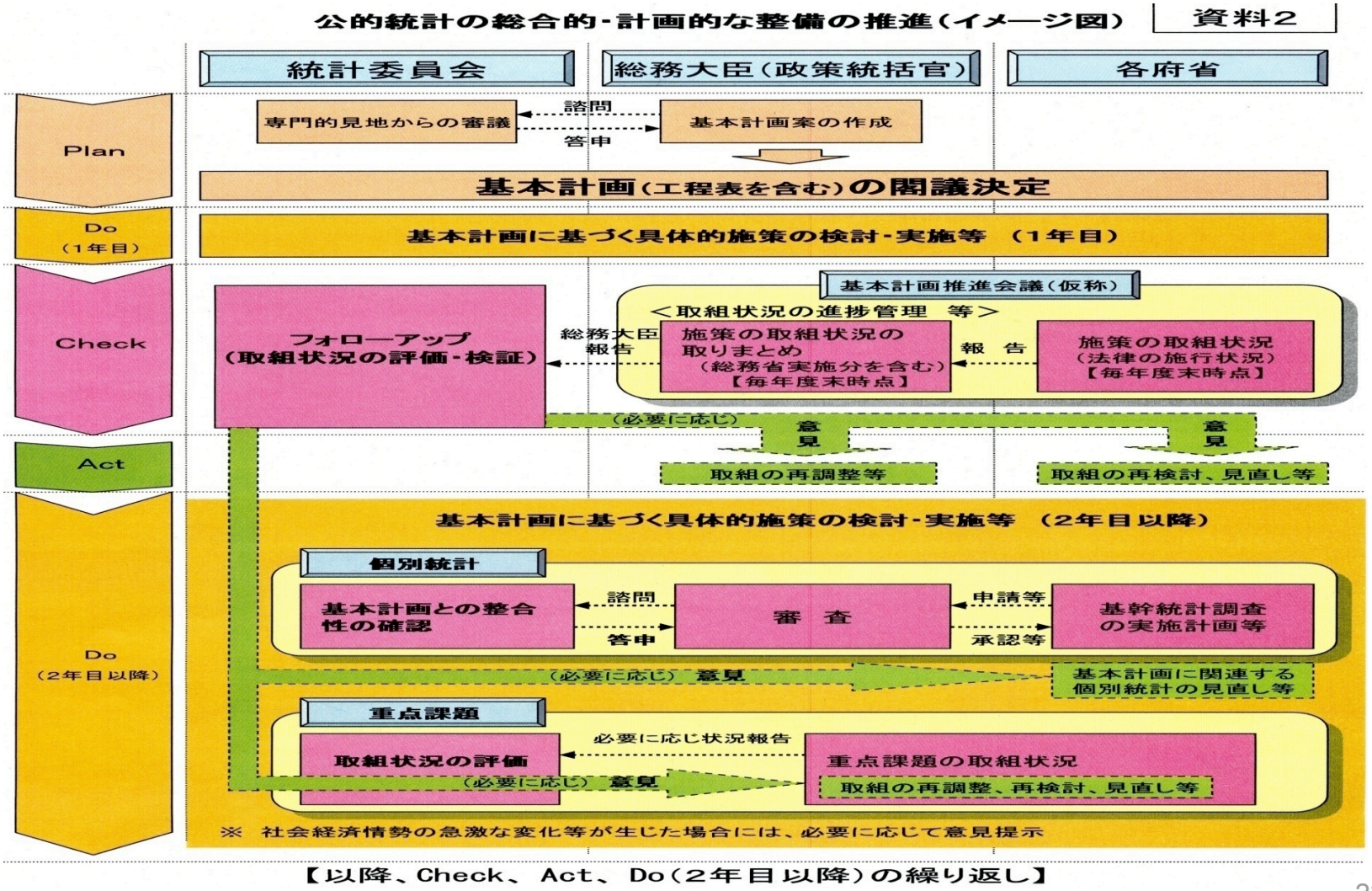
2-7-4　基本計画の概要（計画の推進）（つづき）